

土地情報の各項目詳細

●地区情報

- ・ 都道府県名
売却・貸付地が所在している都道府県名を記載。
- ・ 港湾名
売却・貸付地が所在している港湾名等を記載。港湾は「○○港」、漁港は「○○漁港」、海岸は「▲▲海岸」と記載。該当港湾がない場合は、「その他」と記載。
- ・ 地区名
売却・貸付地が所在している地区名を記載。なお、土地の名称がある場合はその名称を記載（○○臨海工業団地など）。
- ・ 港湾管理者名
売却・貸付地が所在している港湾（地区）の港湾管理者名を記載。

●照会先情報

- ・ 事業主体名
売却・貸付地に係る事業主体、又は窓口となる者を記載。
- ・ 連絡先等
担当部課係（班）名及びその連絡先を記載。
- ・ 関連情報URL
関連ホームページ（分譲地情報など）のURLを記載。URLをコピーしてご確認ください。

●土地情報

- ・ 条件
売却地である場合は『売却』、貸付地である場合は『貸付』、売却又は貸付が可能な場合は『売却又は貸付』と記載。
- ・ 土地面積
売却・貸付予定の土地の面積を記載。
- ・ 用地所在地
売却・貸付地の所在地を記載。
- ・ 現在の状況
現在の状況について、下記より該当する項目を記載。
 - 1：更地1（全然使われていない状態）
 - 2：更地2（ときどきイベント等に使用）
 - 3：暫定利用（ゴルフ場、各種資材置き場、駐車場等）
 - 4：操業停止（工場等立地したが、操業を停止）
 - 5：部分利用（敷地の一部に工場等立地し、操業中）
 - 6：その他

・ 用途地域区分

用途地域区分について、下記より該当する項目を記載。

- 1：住居系の地域（第一～二種低層住居専用地域、第一～二種中高層住居専用地域、第一～二種住居地域、準住居地域）
- 2：近隣商業地域
- 3：商業地域
- 4：準工業地域
- 5：工業地域
- 6：工業専用地域

・ 土地利用区分

土地利用区分について、「参考資料-1 土地利用区分コード表」（4ページ参照）より該当する項目を記載。

・ 主な地権者等

売却・貸付地の主な地権者等を記載。

※公共用地の場合には、所有自治体名を記載。

・ 価格（㎡あたり）

売却・貸付地の価格（㎡あたり）について、『5万円未満』、『5万円以上10万円未満』、『10万円以上20万円未満』、『20万円以上』の中から該当する項目を記載。

● 基盤整備状況

・ 道路整備状況

主要道路から売却・貸付地が所在する地区に繋がる道路及び、地区内における区画道路について、『整備済み』、『整備中』、『未整備』の中から該当する項目を記載。

・ 給排水設備整備状況

売却・貸付地が所在する地区における給排水設備（上下水道など）について、『整備済み』、『整備中』、『未整備』の中から該当する項目を記載。

● 臨港地区（分区）の有無

・ 臨港地区の指定状況

売却・貸付地が所在する地区における臨港地区の指定について、『指定無し』、『指定予定』、『一部指定』、『全指定』の中から該当する項目を記載。ここでの臨港地区とは、港湾法第三十八条の臨港地区を意味しております。一方、都市計画法における地域地区が定められており、土地の利用に大きな制約がある場合は、『その他指定有り』と記載しております。

・ 分区の指定状況

分区の指定がある場合は、該当の分区に『○』を記載。なお、この分区指定は、港湾法第三十九条の分区指定によるものです。

●土地売却に向けた優遇措置の有無

・ 税制の優遇措置

税制に係る優遇措置について、該当の優遇措置がある場合は『○』を記載。

・ 税制以外の優遇措置

税制以外に係る優遇措置について、該当の優遇措置がある場合は『○』を記載。

●土地利用に係る留意事項

左項目までの情報以外に、土地利用にあたって課題となる事項や特記事項等について記載。

●分譲地位置図および現地状況写真

・ 図面リンク

売却・貸付地の位置図および現地状況写真のリンクを記載。

参考資料－１ 土地利用区分コード表

大分類 コード	大分 類	概要	小分類 コード	小分類	主要な内容
100	農 林 水 産用地	農業、林業、水産業の用に 供する用地である。水産 加工業など製造業に属す るものは除く。	110 120 130 140	農業用地 林業用地 水産業用地 以上に付随するもの	耕種農業用地、畜産農業用地、養蚕業用地、農業サービス業、園芸サービス業 育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業 一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業、水産養殖業 緑地、臨港交通施設用地、便益施設用地等
200	港 湾 関 連用地	港湾の機能を増進するた めの港湾活動をサポート する施設の用地であり、 公共的に管理する必要は ない。	210 220 230 240 250 260 270	保管施設用地 流通施設用地 業務施設用地 作業基地用地 福利厚生施設用地 旅客施設用地 以上に付随するもの	倉庫用地、砂・砂利ヤード等の野積場、貯木場、モータープール（以上、流 通センター的なもの）、空バンパー、シャシプール ターミナル用地、卸売市場用地、コールセンター等の配分基地用地（ただし 石油を除く） 官公庁用地、港湾・貿易関連事務所用地、港湾・貿易業務ビル用地 ケーソンヤード 臨港病院、船員会館、休泊所 エプロン、旅客ターミナル（手荷物取扱所、待合所、売店、食堂等）、駐車場 緑地、臨港交通施設用地、便益施設用地等
300	交 流 拠 点用地	総合的な港湾空間の創造 を先導する交流拠点であ る。	310 320 330 340 350	交流施設用地 情報通信施設用地 文化施設用地 商業施設用地 以上に付随するもの	展示施設用地、会議場施設用地、研修施設用地、公会堂、その他交流施設用地 情報処理施設用地、電気通信施設用地、（テレポートを含む）、その他情報通 信施設用地 図書館、博物館、水族館、展望施設、その他文化施設用地 港湾における交流拠点機能の増進に資するもの 業務施設用地、福利厚生施設用地、宿泊施設用地、緑地、臨港交通施設用地 便益施設用地等
400	工 業 用 地	工業の用に供する用地で ある	410 420 430 440 450 460 470 480	木材・パルプ関連用地 化学・石油関連用地 窯業・土石関連用地 鉄鋼・非鉄関連用地 金属・機械関連用地 その他製造業関連用地 発電所用地 以上に付随するもの	木材・木製品製造業用地、パルプ・紙・紙加工品製造業用地 化学工業用地、石油・石炭・プラスチック・ゴム製品製造業用地 窯業・土石製品製造業用地 鉄鋼業用地、非鉄金属製造業用地 金属製品製造業用地、一般・電気・輸送用・精密機械器具製造業 出版・印刷・同関連産業用地、食品製造業用地、飲料・飼料製造業用地、た ばこ製造業用地、繊維工業用地、衣服・その他の繊維製品製造業用地、家具・ 装備品製造業用地、なめし革・同製品・毛皮製造業用地、その他製造業 発電所用地 下水処理場、エネルギー供給施設用地、緑地、臨港交通施設用地、便益施設用 地等
500	都 市 機 能用地	都市の機能を増進するた めに港湾空間を提供する 用地である。	510 520 530 540 550	業務施設用地 商業施設用地 住宅用地 供給処理施設用地 以上に付随するもの	事務所用地等 小売業・飲食店用地等 住宅用地 下水処理場、清掃工場用地等 緑地、臨港交通施設用地、便益施設用地等
600	交 通 機 能用地	陸、空の交通の用に供す る用地である。	610 620 630 640	道路用地 鉄道用地 空港用地 以上に付随するもの	臨港道路、他計画道路 ヘリポート、通勤ターミナル基地を含む 緑地、便益施設用地等
700	危 険 物 取 扱 施 設用地	万一の事故発生に際して も、その被害が他に及ば ないよう、危険物の取扱 区域を他の区域から分離 する用地である。	710 720 730 740	危険物取扱施設用地 石油配分基地 原油備蓄基地 以上に付随するもの	石油精製施設用地、発電所用地を除く 緑地、臨港交通施設用地、便益施設用地等
800	緑地		810 820 830 840 850	緑地 公園 広場 海浜 以上に付随するもの	文化施設用地、スポーツ・レクリエーション施設用地、福利厚生施設用地、臨港交通施 設用地、便益施設用地等
900	レ ク リ エ ー シ ョ ン 施 設用地	レクリエーションの用に 供する用地である。	910 920 930 940	マリナー用地 スポーツ・レクリエーション施設用地 宿泊施設用地 以上に付随するもの	エプロン、船着場、ボートヤード、クラブハウス レクリエーション施設利用者のためのホテル、ペンション、保養所、マリナー住宅 文化施設用地、福利厚生施設用地、緑地、臨港交通施設用地、便益施設用地
1000	廃 棄 物 処 理 施 設用地	廃棄物処理施設の用地で ある。	1010 1020	廃棄物処理施設用地 以上に付随するもの	廃油処理施設用地等 緑地、臨港交通施設用地、便益施設用地等
1100	そ の 他 用地		1110	その他用地	